

VII 資 料

1 総合交通政策の推進(福岡県交通ビジョン2012)

(1) 交通ビジョンとは

平成23年度(平成24年3月)に県のマスタープランである「福岡県総合計画(以下「総合計画」)」とそれを交通部門から支える個別計画として、「福岡県交通ビジョン2012(以下「交通ビジョン」という。)」を策定しています。

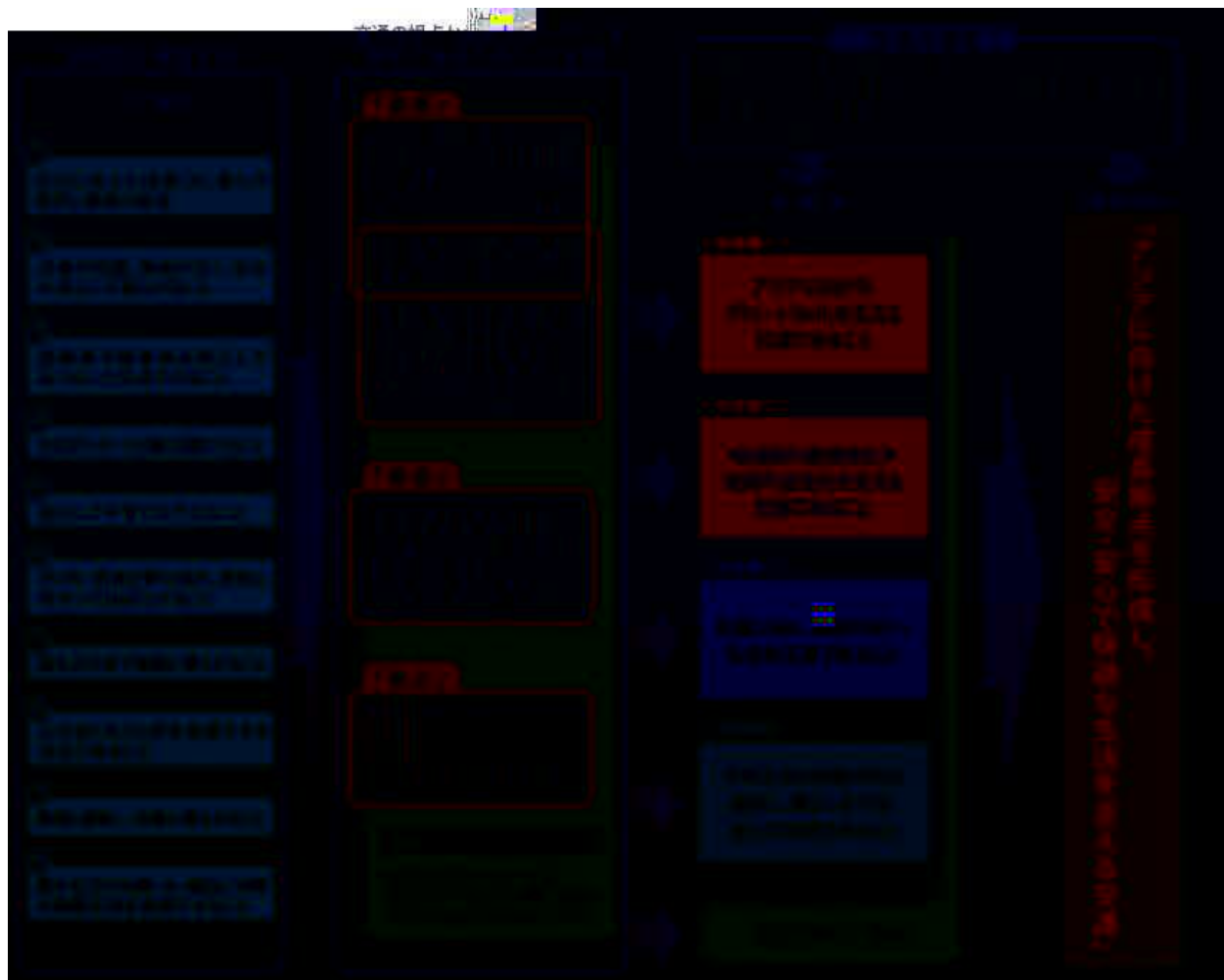
県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるためには、「総合計画」の基本的な考え方を踏まえ、交通関係者(県民、交通事業者、行政)が同じ方向に向かって交通施策を進めることで、道路交通、鉄道交通、海上交通及び航空交通が連携を図り、快適な交通環境を構築することが必要です。

「交通ビジョン」は、まさしく、交通関係者が協働して快適な交通環境を構築するための交通施策の方向性を示すものです。

(2) 将来像と基本理念

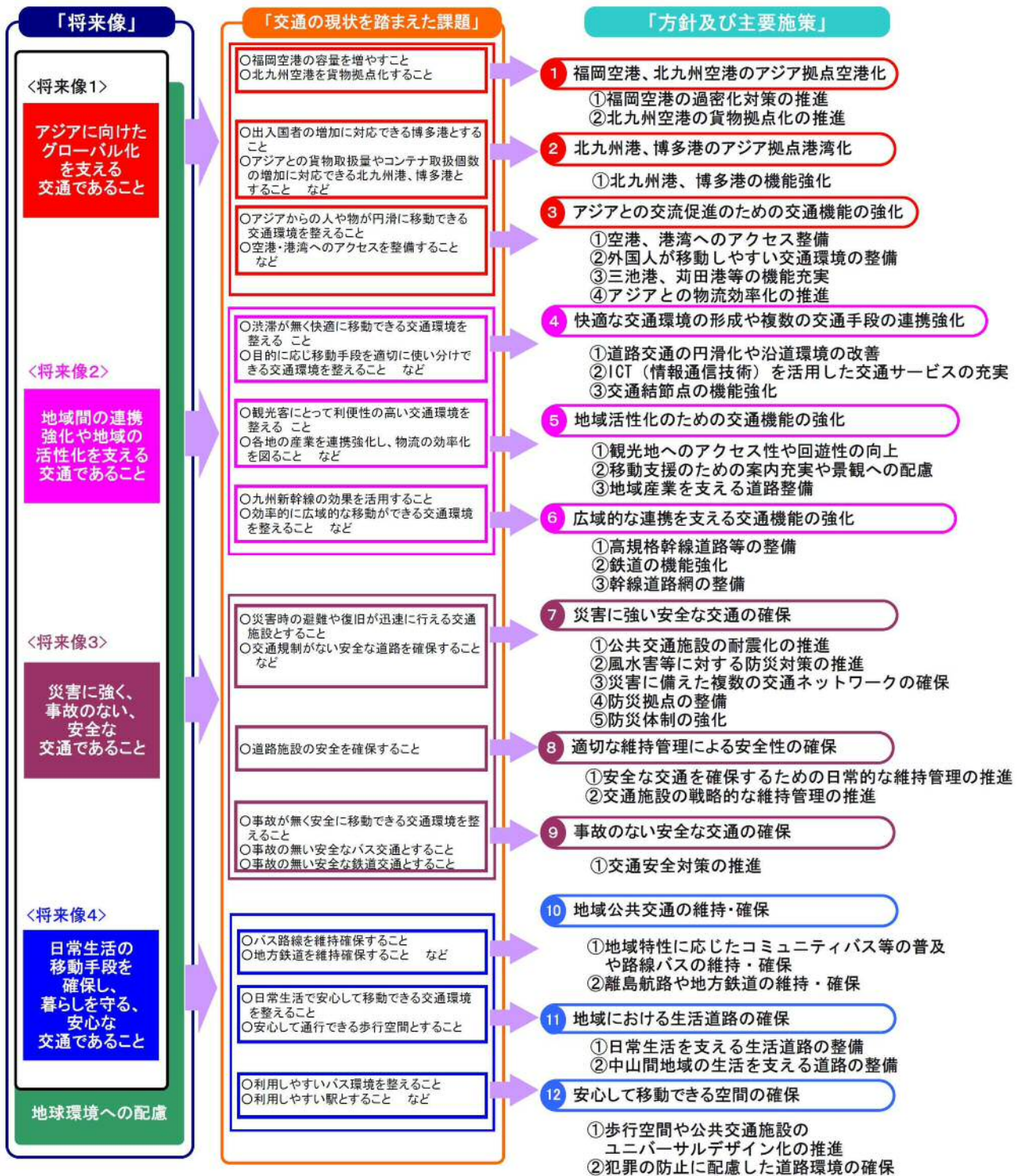
「総合計画」に示されている「福岡県が目指す姿」及び交通の役割を踏まえ、「交通ビジョン」における「将来像」と「基本理念」を以下のとおりとします。

なお、「将来像」全てにおいて「地球環境への配慮」を行うこととします。



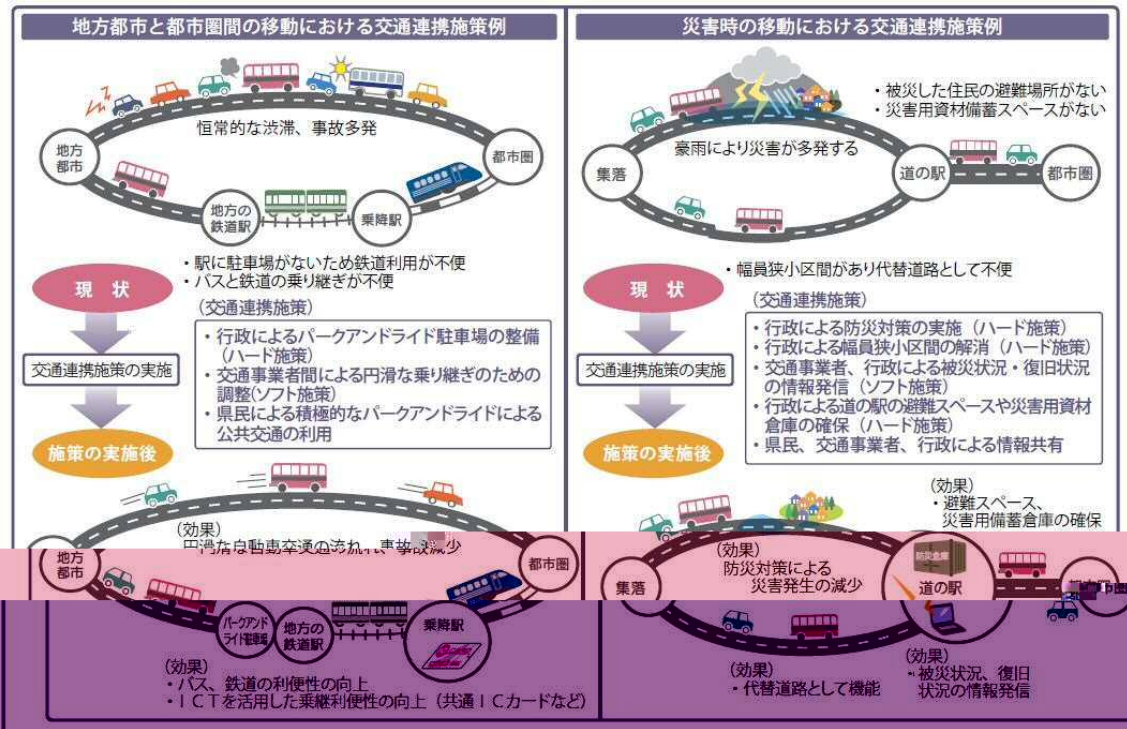
(3) 方針と主要施策

「将来像」を念頭において、交通の「課題」を整理し、交通の「課題」から12の「方針」と33の「主要施策」を導いています。



(4) 交通ビジョンの推進

「交通ビジョン」推進のため、交通関係者が連携を図り、ハード・ソフトを組み合わせた施策を実施します。



また、「交通ビジョン」推進のために、「交通連携施策検討協議会」(学識経験者、県民、交通事業者、行政などで構成)を設置し、この協議会において、地域の需要に応じて交通関係者が連携する施策を提案・検討し、交通関係者が協働して施策を推進します。

施策の推進にあたっては、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図ります。

■「交通ビジョン」の推進体制のイメージ



(5) 計画期間

計画期間は、今日の経済・社会の変化の大きさと速さを考慮し、10年程度先の社会を見据えつつ、実効性のある計画期間として5年間(平成24年度～平成28年度)とします。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	...
交通ビジョン			計画期間				(10年程度先の社会を見据える)			
				検証		次期交通ビジョンの計画期間				

(2) 出先機関

事務所名	課(室)名	所掌事務

事務所名	課(室)名	所掌事務





事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備事務所 福岡 久留米 南筑後 直方 京築 朝倉 八女 北九州 田川 飯塚 那珂	筑紫野古賀線 バイパス建設 室 (福岡)	1 県道筑紫野古賀線のバイパスの建設及び改良に関する事。
	国道バイパス 建設室 (田川)	1 国道322号田川バイパスの建設に関する事。
	災害事業室 (八女、那珂)	1 平成24年7月豪雨災害関係事業に関する事。(八女に限る。) 2 高尾川流域の床上浸水対策特別緊急事業に関する事。(那珂に限る。)
	ダム管理 出張所 鳴淵・猪野ダム 瑞梅寺ダム (福岡) 藤波ダム (久留米) 力丸・犬鳴ダム 福智山ダム (直方) 日向神ダム (八女) ます淵ダム (北九州) 油木ダム 陣屋ダム (田川) 南畑ダム 山神・牛頸・北谷ダ ム (那珂)	1 ダムの操作に関する事。 2 ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関する事。 3 気象、水象等の調査測定に関する事。 4 テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関する事。 5 庶務に関する事。 6 財務会計に関する事のうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関する事。
	三池港管理 出張所 (南筑後)	1 海岸法の施行に関する事。 2 港湾法の施行に関する事。 3 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事(技術に関するものを除く。) 4 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関する事。

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備事務所 前原支所 柳川支所 行橋支所 宗像支所	庶務課	1 庶務に関する事。 2 財務会計に関する事のうち、税外諸収入の収入及び現金の記録管理に関する事。 3 砂防法の施行に関する事。 4 公有水面埋立法の施行に関する事。 5 水防法の施行に関する事(技術に関するものを除く。) 6 道路法の施行に関する事。 7 都市公園法の施行に関する事。(柳川に限る。) 8 地すべり等防止法の施行に関する事。 9 道路交通法の規定に基づく道路の使用に係る協議に関する事。 10 河川法の施行に関する事。 11 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業(技術に関するものを除く。)に関する事。 12 砂利採取法の施行に関する事。 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事。 14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事。 15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。)のうち、届出及び通知の受領に関する事。 16 国有財産に関する事。 17 海岸法の施行に関する事。 18 港湾法の施行に関する事。(前原を除く。) 19 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事(技術に関するものを除く。
	工務課 (柳川を除く。) 道路維持課 (柳川) 河川砂防課 (柳川)	1 道路法の規定に基づく国道及び県道の維持修繕に関する事。 2 土地区画整理法の施行に関する事のうち、他課に属しない事。 3 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関する事。 4 砂防法の規定に基づく砂防施設の維持修繕に関する事。(柳川は建設及び改良に関する事を含む。) 5 水防法の施行に関する事のうち、技術に関する事。 6 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設の維持修繕に関する事。(柳川は建設及び改良に関する事を含む。) 7 河川法の規定に基づく河川の維持修繕に関する事(河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。)(柳川は建設及び改良に関する事を含む。) 8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関する事。(柳川は建設及び改良に関する事を含む。) 9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づく基礎調査に関する事。(柳川に限る。) 10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に係るもので、他課に属しない事。 11 海岸法の規定に基づく海岸の県営の維持修繕に関する事(他の出先機関の所掌事務であるものを除く。)(柳川は建設及び改良に関する事を含む。) 12 港湾法の規定に基づく県営港湾の維持修繕に関する事。(前原を除く。柳川は建設及び改良に関する事を含む。
	災害事業室 (柳川)	1 沖端川の河川激甚災害対策特別緊急事業に関する事。

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備事務所 前原支所 柳川支所 行橋支所 宗像支所	建築指導課 (柳川)	1 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に関すること。 2 建設業法の施行に関すること。 3 建築基準法の施行に関すること。 4 建築士法の施行に関すること。 5 宅地建物取引業法の施行に関すること。 6 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関すること。 7 都市計画法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関すること。 8 都市再開発法の施行に関すること(地方公共団体施行に係るものを除く。) 9 浄化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造及び浄化槽工事業に係る登録に関すること。 10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。 11 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に関すること。 12 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、建築物の特定建設資材に係る分別解体及び解体工事業者に係る登録事務等に関すること。 13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること。 14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること。
河川総合開発事務所(ダム建設事務所) 五ヶ山ダム 伊良原ダム	庶務課	1 ダム建設事業に係る用地取得、損失補償及び登記事務に関すること。 2 庶務に関すること。 3 財務会計に関すること。
	工務課	1 ダム建設事業の企画及び調査設計に関すること。 2 ダム建設事業に係る工事の施行に関すること。
港務所 (苅田)	庶務課	1 庶務に関すること。 2 財務会計に関すること。
	港営課	1 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること(技術に関するものを除く。) 2 県営港湾の管理に関する事務のうち、県営苅田港に関すること。
	工務課	1 県営苅田港の維持修繕及び施行工事にに関すること。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	管轄区域
福岡県土整備事務所	812-0053	福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎	(092)641-0161	(092)632-8677	福岡市のうち那珂県土整備事務所の管轄 区域を除く地域 古賀市 糸島市 糟屋郡
前原支所	819-1112	糸島市浦志2丁目3番1号 糸島総合庁舎	(092)322-2961	(092)324-9255	福岡市西区の一部 糸島市
久留米県土整備事務所	839-0865	久留米市新合川町1丁目7番27号	(0942)44-5222	(0942)44-9561	久留米市 小郡市 うきは市 三井郡
南筑後県土整備事務所	836-0034	大牟田市小浜町24番地1 大牟田総合庁舎	(0944)41-5112	(0944)41-5120	大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潴郡
柳川支所	832-0823	柳川市三橋町今古賀8番地1 柳川総合庁舎	(0944)72-4155	(0944)74-3890	柳川市 大川市 みやま市 三潴郡
直方県土整備事務所	822-0025	直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	(0949)22-5608	(0949)22-5644	直方市 宮若市 鞍手郡
京築県土整備事務所	828-0021	豊前市大字八屋2007番地の1 豊前総合庁舎	(0979)82-3350	(0979)83-3215	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
行橋支所	824-0005	行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎	(0930)23-1747	(0930)25-6917	行橋市 京都郡
朝倉県土整備事務所	838-0068	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	(0946)22-3910	(0946)24-7360	朝倉市 朝倉郡
八女県土整備事務所	834-0063	八女市本村字深町25番地 八女総合庁舎	(0943)22-6982	(0943)23-7722	八女市 筑後市 八女郡

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	管轄区域
北九州県土整備事務所	807-0831	北九州市八幡西区則松 3 丁目 7 番 1 号 八幡総合庁舎	(093)691-2761	(093)692-9479	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
	宗像支所 811-3436	宗像市東郷 1 丁目 2 番 1 号 宗像総合庁舎	(0940)36-2005	(0940)36-6433	宗像市 福津市
田川県土整備事務所	825-0002	田川市大字伊田 4 5 4 3 番地の 1	(0947)42-9111	(0947)42-8760	田川市 田川郡
飯塚県土整備事務所	820-0004	飯塚市新立岩 8 番 1 号 飯塚総合庁舎	(0948)23-4159	(0948)25-6280	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡
那珂県土整備事務所	816-0943	大野城市白木原 3 丁目 5 番 2 5 号 筑紫総合庁舎	(092)513-5561	(092)513-5606	福岡市博多区の一部 福岡市南区の一部 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
五ヶ山ダム建設事務所	811-1224	筑紫郡那珂川町大字安徳 7 0 2 - 1	(092)953-0853	(092)954-2572	
伊良原ダム建設事務所	824-0244	京都郡みやこ町犀川横瀬 1 9 1 2 番 1	(0930)42-1778	(0930)42-0948	
苅田港務所	800-0315	京都郡苅田町港町 2 9 番地	(093)434-0585	(093)436-2875	

<p>8/30~9/5 9/1</p>			
<p>10/1~10/7</p>		<p>障、その理、内 に、に、重、高、作し、</p>	
<p>11/18</p>	<p>土、日</p>	<p>障、山、重、土、事、につい て、理、で、う、こ、目、とし 現、し、土、と、日、く、示、ン、開、す。</p>	<p>画</p> 



〒812-8577

〒812-8577 市 7

TEL. (092) 651-1111

内 4451 画

福岡県行政資料

分類記号 RA	所属コード 4800213
登録年度 28	登録番号 5